

入札公告

下記の業務について、条件付一般競争入札（事前審査方式）を行いますので、志摩市契約規則（平成16年志摩市規則第69号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告します。

平成25年5月7日

志摩市長 大口秀和

1. 業務概要等

(1) 施行年度	平成25年度
(2) 業務番号及び業務名	迫間文化会館等整備事業建築工事施工監理業務
(3) 業務場所	三重県志摩市磯部町迫間 地内
(4) 業務概要	迫間文化会館等整備事業建築工事施工監理業務 工事の概要 1、集会棟・陶芸棟 延床面積 544 m ² 2、消防格納庫棟 延床面積 126 m ² 3、解体工事 延床面積 890 m ²
(5) 業務期間	契約日から平成26年3月19日まで。
(6) 予定価格(入札書比較価格)	7,639,000円(消費税及び地方消費税を除く)
(7) 最低制限価格	本業務は、規則第8条による最低制限価格を設定するものとし、その取り扱いは、「志摩市発注の測量・設計等業務に係る最低制限価格の運用基準」によるものとします。
(8) 競争参加資格事前審査方式	当該工事は、入札参加希望者の競争入札参加資格を入札前に確認する事前審査方式の対象業務です。

2. 迫間文化会館等整備事業建築工事施工監理業務共同企業体の構成に関する事項

迫間文化会館等整備事業建築工事施工監理業務共同企業体は次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 迫間文化会館等整備事業建築工事施工監理業務共同企業体の構成員数は2者又は3者とします。
- (2) 迫間文化会館等整備事業建築工事施工監理業務共同企業体の構成員の出資比率は2者の場合は30%、3者の場合は20%以上とします。
- (3) 迫間文化会館等整備事業建築工事施工監理業務共同企業体の代表者となる構成員は、構成員の中で施行能力及び出資比率が最大の者であること。
- (4) その他の事項は、迫間文化会館等整備事業建築工事施工監理業務共同企業体取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）によるものとします。

3. 入札参加資格に関する事項

本業務の入札に参加できる者は、迫間文化会館等整備事業建築工事施工監理業務共同企業体の構成員全員が、公告日から落札決定までの期間中、次に掲げる条件をすべて満たした共同企業体とします。ただし、(3)(4)及び(8)については、各条件に定めるとおりとします。

また、迫間文化会館等整備事業実施設計業務の受注者については、本業務の入札には参加できないものとする。

(1) 建築士事務所登録	建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第23条の規定による建築士事務所登録を受け、有効期限内である者。
(2) 欠格事項	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(3) 地域要件、実績等	ア. 迫間文化会館等整備事業建築工事施工監理業務共同企業体の代表者となる者。

	<p>【地域要件】 三重県内に本店として建築士事務所登録を有し、平成25年5月1日現在で1級建築士を3名以上有する者。</p> <p>【業務施行実績】 平成10年度以降（過去15年間）に、元請け（単独又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限ります）。以下同じ。）として、国（独立行政法人、公団、事業団等その他政令で定める法人を含む。）都道府県・市町村等の発注するS、RC、SRC造で延床面積334㎡以上の新築、増築、改築の施工監理業務の実績を有する者。</p> <p>イ. 迫間文化会館等整備事業建築工事監理業務共同企業体の代表者以外の構成員となる者。</p> <p>【地域要件】 志摩市内に本店として建築士事務所登録を有し、平成25年5月1日現在で1級建築士を1名以上有する者。</p> <p>【業務施行実績】 平成10年度以降（過去15年間）に、元請け（単独又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限ります）。以下同じ。）として、国（独立行政法人、公団、事業団等その他政令で定める法人を含む。）都道府県・市町村等の建築設計業務又は施工監理業務の実績を有する者。</p>
(4) 名簿登録	<p>平成25年度の志摩市の競争入札資格者名簿において、建築関係コンサルタント建築一般業種を希望業種として登録されている者であること。</p> <p>ただし、平成25年5月1日以前で登録されていること。</p>
(5) 指名停止	<p>志摩市建設工事等指名停止措置要綱（平成20年志摩市告示第34号。以下「指名停止措置要綱」という。）による指名停止を受けている期間中でない者であること。</p> <p>また、三重県より資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。</p>
(6) 経営状況	<p>手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。</p>
(7) 再審査認定	<p>会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続き開始若しくは更正手続き開始の申立てがなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申立てがなされている場合にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者であること。</p>
(8) 配置技術者の資格等	<p>迫間文化会館等整備事業建築工事施工監理業務共同企業体の各構成員が、次の基準をすべて満たす技術者を入札日の前日までに本件業務に配置できる者であること。ただし、共同企業体の代表者にあっては、管理技術者1名を、代表者以外の構成員にあっては、担当技術者1名をそれぞれ配置すること。</p> <p>ア. 1級建築士の資格を有する者。</p> <p>イ. 本業務の入札参加資格申請期間最終日に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満</p>

	たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。
--	------------------------------

4. 入札手続等

(1) 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、迫間文化会館等整備事業建築工事施工監理業務共同企業体を自主的に結成し、条件付一般競争入札参加資格申請書【様式-1】(以下「申請書」という。)及び以下の添付書類を書面により提出して、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

提出書類の様式は、志摩市ホームページの入札情報からダウンロードするか、本公告に添付のものを使用してください。

志摩市ホームページ (<http://www.city.shima.mie.jp/>)

なお、次のイに定める期間内に申請書及び添付書類を提出しない者、又は、入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

ア 添付書類

建築士事務所登録証の写し	3の(1)で定めた各構成員の建築士事務所登録を示した書類
同種業務の施行実績届出書【様式1-1】及び添付書類	代表者にあつては3の(3)のアの で、代表者以外の構成員にあつては3の(3)のイの で定めた施行実績を示した書類 各構成員それぞれ1部を作成のこと。
配置予定技術者等の届出書【様式1-2】及び添付書類	3の(8)で定めた配置予定技術者を示す書類 各構成員それぞれ1部を作成のこと。
取扱要綱で定める共同企業体入札参加資格審査申請書【様式-2】	
取扱要綱で定める共同企業体協定書の写し【様式-3】	
取扱要綱で定める使用印鑑届【様式 4】	
取扱要綱で定める委任状【様式-5】	

イ 受付(申請書及び添付書類)

提出期間	平成25年5月7日(火)から同年5月16日(木)までの午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午から午後1時の間、及び志摩市の休日(平成16年志摩市条例第2号。)第1条第1項各号に定める休日(以下「市の休日」という。)を除きます。)
提出場所	三重県志摩市阿児町鷓方3098番地22 志摩市役所 生活環境部 人権啓発推進課[市役所2階] 電話 0599-44-0227
提出方法	申請書及び添付書類は持参するものとし、郵送又は電送(電子メール、FAX等)によるものは受け付けません。

(2) 添付書類の内容

同種業務の施行実績届出書【様式1-1】

平成10年度以降(過去15年間)に本件業務と同種業務を完成し、かつ引渡し済んでいる業務を記載すること。なお、記載した業務に係る(当初・変更)契約書の写し、業務の完成を証する書類(完成認定書等の写し)及び業務内容の確認ができる書類を添付すること。

平成10年度以降(過去15年間)の実績とは、平成10年4月1日から平成25年3月31日までに完成・引き渡しを受けたものとする。

配置予定技術者等の届出書【様式1-2】

配置予定の技術者の有している資格を証する書類の写しを添付すること。

また、配置予定技術者が本件の申請書の申請期間最終日以前3か月以上の恒常的な雇用関係にあることを証する書類(事業所名と雇用期間が明記されている健康保険被保険者証の写し等)も添付すること。

なお、複数の配置予定技術者を申請することができますが、配置予定技術者1人につき、1部の書類を作成すること。(複数の技術者を申請した場合でも、落札後の配置技術者は1人となります。)

(3) 入札参加資格の審査結果は、平成25年5月27日(月)に発送します。

(4) 入札参加資格確認申請書にかかる注意事項

ア 申請書及び添付書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された添付書類は、本業務の入札参加資格の確認に使用する以外は、無断で他の資料として使用しません。

ウ 提出された申請書及び添付書類は返却しません。

エ 提出期限以降における申請書又は添付書類の差替え及び再提出は認めません。(ただし、資格審査時に内容確認ができない等の理由により追加資料や再提出を求められた場合を除く。)

オ 申請書及び添付書類の提出に関する問い合わせは、4の(1)のイの の場所とします。

(5) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認められた理由について、次のとおり説明を求めることができます。

ア 提出期間	入札参加資格がないと認められた通知を受領した日から平成25年5月30日(木)までの午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午から午後1時の間、及び市の休日を除きます。)
イ 提出場所	三重県志摩市阿児町鷓方3098番地22 志摩市役所 生活環境部人権啓発推進課[市役所2階] 電話 0599-44-0227
ウ 提出方法	説明を求める旨を記載した書面を提出して行くものとします。なお、書面(様式は任意)は持参するものとし、郵送又は電送(電子メール、FAX等)によるものは受けません。
エ 回答方法	説明を求めた者に対し、書面により回答します。

(6) 設計図書及び仕様書の閲覧等

ア 設計図面及び仕様書(以下「設計図書等」という。)の閲覧

閲覧期間	平成25年5月7日(火)から同年6月18日(火)までの午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午から午後1時の間、及び市の休日を除きます。)
閲覧場所	三重県志摩市阿児町鷓方3098番地22 志摩市役所 生活環境部人権啓発推進課[市役所2階] 電話 0599-44-0227 FAX 0599-44-5261

イ 設計図書等の貸し出しを希望する者は、次のとおりとします。

貸出時期	平成25年5月7日(火)から同年6月18日(火)までの午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午から午後1時の間、及び市の休日を除きます。)
貸出期間	イの の間で、1日間とします。(ただし、貸出期間に市の休日は含みません。)
貸出場所	アの に同じです。

(7) この設計図書等に対する質問がある場合には、次のとおり質問書【様式 7】により提出するものとします。

ア 質問の提出

提出期間	平成25年5月7日(火)から同年6月5日(水)までの午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までの間、及び市の休日を除きます。)
提出場所	(6)のアの に同じです。

提出方法	<p>書面は電送（電子メール、FAX等）又は持参によるものとし、電話及び口頭によるものは受け付けません。</p> <p>なお、電送（電子メール、FAX等）により質問の提出をした場合には、質問書を送付した旨の連絡を志摩市役所 生活環境部人権啓発推進課（電話 0599-44-0227）まで連絡をお願いします。</p> <p>メールアドレス：jinkenkeihatsu@city.shima.lg.jp</p>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ 質問に対する回答

回答方法	<p>電送（電子メール、FAX等）により回答します。なお、電送（電子メール、FAX等）による回答は、平成25年6月12日（水）に行います。</p> <p>なお、電送（電子メール、FAX等）による回答が送付されていることを確認するため、回答の送付が確認でき次第、志摩市役所生活環境部人権啓発推進課（電話 0599-44-0227）まで連絡をお願いします。</p>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(8) 入札の執行

入札は次に示すほか、志摩市競争入札実施要綱（平成20年志摩市告示第33号。以下「入札実施要綱」という。）等関係法令により行います。

ア 入札方法等

入札執行回数は、1回とします。

落札の決定に当たっては、入札に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札書に記載する金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

イ 入札の日時及び場所

入札日時 平成25年6月19日（水）午前11時45分

入札場所 三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22

志摩市役所 4階 401会議室

(9) 開札

開札は、(8)のイに掲げる日時及び場所において行うものとします。

5. その他

(1) 入札保証金

免除とします。

(2) 契約保証金

契約保証金は契約金額の100分の10以上とします。

ただし、規則第31条第2項に規定する担保をもってこれに代えることができます。また、規則第32条第1項に規定する要件に該当した場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 工事費等内訳書の提出

ア 入札に際し、入札書に記載された入札金額に対応した工事費等内訳書の提出を求めますので入札書と同封してください。提出のあった工事費等内訳書が次の各号のいずれかに該当する者の入札については無効とします。また、提出した工事費等内訳書の不明な点を説明しない者は失格とします。

工事費等内訳書を提出しない者

工事費等内訳書の金額と入札金額が一致していないもの

一括値引き、減額の項目が計上されているもの

記載すべき項目が欠けているもの

工事費等内訳書の内訳金額の計算に誤りがあるもの

提出された工事費等内訳書に業務名、業者名の記載のないもの若しくは押印のないもの又はこれらの判別が不明であるもの

その他不備があるもの

イ 工事費等内訳書は【様式 8】により、すべての欄を埋めることとします。

ウ 工事費等内訳書は返却しません。また、工事費等内訳書の提出については、契約上の権利・義務を生じるものではありません。

エ 工事費等内訳書の差替え、再提出は認めません。

オ その他工事費等内訳書の取り扱いについては、別に定める工事費等内訳書取り扱い要領によります。

(4) 入札の無効等

本公告に示した入札に参加する資格のない者、虚偽の申請を行った者が行った入札並びに入札実施要綱第14条第1項に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、入札参加資格申請日から開札日（落札者の決定）までの間において、指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けた者及び3の各号に掲げる資格を満たさなくなった者は入札に参加する資格のない者に該当します。

(5) 落札者の決定方法

ア 規則第7条の規定に基づいて決定された予定価格の範囲内において、規則第8条に基づき決定された最低制限価格以上の入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

イ 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

ウ 事前に談合情報が寄せられた場合で、入札の結果談合情報どおりとなった場合は、落札決定を保留し、マニュアルに基づく調査を実施します。

(6) 落札の失効

落札者は規則第27条の規定により契約を締結する旨の通知を受けた日から5日以内（ただし、市の休日は除く）に契約書を提出しなければなりません。正当な理由がなく契約書を提出しない場合は、同条第2項の規定によりその落札者は契約締結の権利を失います。

(7) 支払条件

ア 前払金の割合前

志摩市会計規則第42条に掲げる割合以内とします。

イ 部分払い回数

部分払いの回数は、規則第45条に掲げる回数以内とします。

(8) 入札の中止等

談合等により公正な入札の執行ができないと認められるとき、又は、天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を延期又は中止若しくは取りやめることがあります。

(9) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある者は、指定した発注機関に対して苦情申立てを行うことができます。

(10) その他

ア 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

イ 契約書作成の要否
要

ウ 当該業務に直接関連する他の業務の業務委託契約を当該業務の業務委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無

エ 申請書及び添付書類に虚偽の記載をした場合には、指名停止措置要綱により指名停止を行います。

オ 本公告に関する問い合わせ先は次のとおりとします。

志摩市役所 生活環境部 人権啓発推進課[市役所2階]

電話 0599-44-0227